令和５年度　除雪ボランティア活動　実施要綱

１．目　　的

自力または家族・地域・隣近所等で除雪に対応できず、通院や買い物など外出に支障を来している高齢者等の世帯に対し、地区と調整を図りながらボランティアによる除雪活動を実施する。

２．日　　時　　令和６年１月 14 日（日）から令和６年２月 11 日（日）までの毎週日曜日
（計５回）　　午前９時～正午まで

３．活動場所　　上山市内対象者宅（全地区会長、民生児童委員への希望調査により決定）

４．対 象 者

上山市在住の一人暮らし高齢者、高齢者夫婦、障がい者等の世帯で、次の項目全てに該当する方。（集合住宅を除く）

・高齢であることや、障がい、病気等の理由により自力での除雪ができない方。

・除雪支援を依頼できる家族・親族や近隣の方がいない方。

・市の除雪支援事業を利用しておらず、また、業者等へ除雪依頼することも困難である方のうち、上山市健康推進課、上山市地域包括支援センター、上山市社会福祉協議会間での個人情報の共有に同意できる方。(介護認定や除雪支援事業利用の有無について確認をする場合があります)

・除雪活動当日に在宅している方。（当日不在であったり、施設入所等している場合は対象となりません）

５．活動内容

除雪活動（玄関周辺や、玄関から道路までの間口・通路除雪）

※駐車場の除雪、除雪機の使用や屋根に上っての除雪活動は行わない。

※降雪予報が概ね 15 センチまで至らない場合や悪天候により活動が危険と判断される時、また、ボランティアの確保が困難である時は中止とする。中止の判断は毎週木曜日正午までに行い、地区会長または民生児童委員へ連絡する。

６．協力者及び募集人数

市内・市外のボランティア、社協登録ボランティア、介護予防・生活支援サポーター登録者、市内中学校（３校)、山形県立上山明新館高等学校、東北文教大学、羽陽学園短期大学、上山青年会議所、上山市社会福祉法人等連絡協議会各事業所、やまがた除雪志隊、市内企業等

７．ボランティアの条件　　中学生以上で、除雪活動に興味・関心がある方

８．持 ち 物と服装

動きやすく防水性に優れた服装（上下）及び帽子・手袋・長靴等の着用と、スコップ等の除雪用具（持参できる方)、飲み物、その他活動に必要な物（タオル等）を持参

※スコップやスノーダンプは準備するが、持参できる方には協力を依頼する。

（裏面へ）

９．交通手段

指定の集合場所に各自集合

※一部の活動場所では、社会福祉協議会の公用車または福祉バスに乗車する場合がある。

10. ボランティアの募集手段

ボランティア協力者については実施要綱とチラシ等を郵送する。また、市報、社協ホームページ等で周知・募集する。

11. 保険の加入　　社協にてボランティア活動行事用保険に加入する。

12. 申 込 先　　上山市社会福祉協議会　山形県上山市南町４番５－12 号

電話：０２３－６９５－５０９５（担当：地域福祉係）

この事業は、赤い羽根共同募金の配分金で実施しています